

2.国における生涯学習推進の状況

平成16年3月

「中央教育審議会生涯学習分科会」⇒
「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」
地域住民の生涯学習の支援や生涯学習を通じた地域づくり等を主体的に実施することが求められている。

今後の市町村の役割について、住民に最も身近な行政機関として、地域住民等と協力し、社会の要請・地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供、図書館の整備を求める。

平成17年6月

文部科学大臣から諮問を受け、次の特別委員会で検討
①「国民の学習活動の促進に関する特別委員会」
⇒「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」
②「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」
⇒「青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について」

平成18年12月

「教育基本法」が60年ぶりに全部改正され、公布・施行。
「生涯学習の振興」を、国の施策として位置づけた。
(生涯学習の理念)
第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。
(家庭教育)
第10条 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう務めなければならない。
(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)
第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

平成19年1月

教育再生会議「第一次報告」
○「社会総がかり」で子どもの教育にあたる旨が記され、「放課後子どもプランの全国展開、地域リーダーの活用」が謳われ、様々な体験を通して子どもの対人関係能力向上を図ることの必要性を指摘
○今後の検討課題として、「多様な教育の在り方」として生涯学習等の支援の在り方が引き続き検討される